

鳥取県告示第477号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第5号及び第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミモザ鳥取店
鳥取市千代水二丁目73

2 変更する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位置 6の書類に記載のとおり
収容台数 108台

変更後 位置 6の書類に記載のとおり
収容台数 87台

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後7時（ただし、年間120日に限り午後8時、年間20日に限り午後9時）

変更後 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時（ただし、年間45日に限り午後9時）

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前10時から午後7時まで（ただし、年間120日に限り午後8時まで、年間20日に限り午後9時まで）

変更後 午前9時30分から午後8時30分まで（ただし、年間45日に限り午後9時30分まで）

3 変更年月日

(1) 駐車場の位置及び収容台数

平成23年3月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成22年8月1日

4 変更する理由

お客様の利便性のため、営業時間を変更し、及び1台当たりの駐車スペースを広げる。

5 届出年月日

平成22年7月20日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成22年8月6日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済通商総室
鳥取市立川町六丁目176
鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光課経済戦略課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。